

北九州市農業委員会
第4回西部部会会議（令和5年度11月部会会議） 議事録

1 日 時 令和5年11月10日（金）午後2時28分～午後2時55分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 19名

農業委員 8名

大庭喜重 岩男徹 松浦和哉 竹内輝壽
山鹿茂紀 木原幹雄 山田泉 大庭美智子

農地利用最適化推進委員 11名

相良美一 大庭研次 小田勝 香山安孝
宮野誠司 千々和義孝 西孝義 平川孝男
太田義久 森野幸則 浦邊光造

・欠席委員 2名

農地利用最適化推進委員 2名

秋山誠 酒井昭夫

4 事務局出席者

江島 事務局長 篠田 次長 荒木 係長 小林 主任

5 議 事

(1) 農地法関係

<議案>

議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第8号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第9号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件

<報告>

報告第12号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	7件
報告第13号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	9件

(2) 一般議案

・なし

6 傍聴人 なし

事務局

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

議事に入る前に事務局よりご報告いたします。お手元にお配りしている「新体制のおしらせ」をご覧ください。先日既にお知らせしておりましたが、10月27日開催の臨時総会において、農業委員会の体制が新しくなりました。

つきましては、新会長、新副会長それぞれからご挨拶頂きたいと思っております。

(大庭喜重会長挨拶)

(中村副会長挨拶)

事務局

井手尾会長逝去に伴う農業委員1名の欠員については、10月27日の臨時総会において、農業委員会として市に欠員補充の要望を行うことが決議されました。

これを受けまして農業委員会事務局として市に欠員の補充の要望を行っております。

公募につきましては市の担当部署である農林課で募集の手続きを行っていくこととなりますが、年明けから募集を開始するように聞いております。今後の進捗状況が分かり次第、ご連絡いたしたいと思っております。

それでは、会議の進行につきましては部会長にお願いします。

部会長

ただ今より、第4回西部部会会議を開催いたします。

まず、出席委員の確認です。本日の出席委員は19名です。欠席の委員は、1番の秋山委員、16番の酒井委員の計2名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。

今回の署名委員は私と3番の岩男委員、19番の大庭美智子委員です。よろしくお願ひいたします。

本日の部会会議は、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容はご確認いただいていることと思っておりますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認をお願いいたします。

部会長

では、はじめに1頁から2頁の議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案3件です。

この件について、第2調査委員会ですら事前に審査をいたしましたので、その意見を竹内調査長より報告をお願いいたします。

調査長

議案第7号ー1から3の3条許可申請について、ご報告いたします。

申請地1につきましては、譲受人が水稻栽培を行う計画です。

次に、申請地2につきましては、譲受人露地野菜栽培を行う計画です。

また、申請地3については、譲受人が果樹栽培を行う計画です。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、皆さま方のご審議をお願いいたします。

部会長 ご意見はございませんか。

(異議なし)

部会長 ご異議はないようですので、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することにします。

部会長 次に、3頁の議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」、本議案は県知事許可事案1件です。

この件について、第2調査委員会で事前審議をしましたので、その意見を竹内調査長より報告をお願いいたします。

調査長 議案第8号の4条許可申請について、ご報告いたします。

申請地は、おおむね300m以内に高速自動車国道等の出入口が存する「第3種農地」です。

申請地については、「無蓋資材置場及び無蓋駐車場」として、農地を転用するものです。

地元水利権者の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題なく許可相当という結論でした。

以上、ご報告いたします。

部会長 ありがとうございます。それでは、ご審議をお願いします。

部会長 ご意見はございませんか。

(異議なし)

部会長 ご異議はないようですので、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案どおり了承することにします。

部会長 次に、4頁の議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」、本議案は県知事許可事案2件です。

この件について、第2調査委員会で事前審議をしましたので、その意見を竹内調査長より報告をお願いいたします。

調査長 議案第9号-1から2の5条許可申請について、ご報告いたします。

申請地1は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域かつ500m以内に2以上の医療施設が存する「第3種農地」です。

申請地については、「無蓋駐車場」として、農地を転用するものです。

地元水利権者の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題なく承認相当という結論でした。

次に、申請地2は、おおむね300m以内に高速自動車国道等の出入口が存す

る「第3種農地」です。

申請地については、「無蓋資材置場及び無蓋駐車場」として、農地を転用するものです。

地元水利権者の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題なく承認相当という結論でした。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

部会長

ご意見はございませんか。

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり了承することにします。

部会長

以上をもちまして本日の議案の審議は終わりました。
ほかに何かございませんか。

(意見なし)

部会長

他に無ければ、これで農地法関係の議案等審議を終わります。
続けて、一般議案に移ります。今回は、一般議案はございません。
その他の連絡事項に入ります。事務局から連絡事項について説明をお願いいたします。

事務局

(事務局から2件事務連絡)

部会長

皆さま方から、何かありませんか。

(意見なし)

部会長

それではこれで、第4回西部部会会議を終了いたします。お忙しい中、ご出席ありがとうございました。